平成２１年（フ）第４７６号
埼玉県熊谷市御正新田1127番地11
債務者　松田　守生
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保岡　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６３号
愛知県新城市豊栄228番地１
債務者　中島　正江
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　洋逸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１４８号
岐阜市岩滝東２丁目255番地１
債務者　加藤　栄三
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲松　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月３日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４９号
岐阜市岩滝東２丁目255番地１
債務者　加藤　幸吉
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲松　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月３日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１２１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷4001番地
債務者　松川　典幸
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４号
北海道芦別市上芦別町118番地の142
債務者　古田　　涼
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下小坂1427番地３
債務者　桜井真由美（旧姓黛）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１２２号
群馬県富岡市内匠20番地１　メゾン英101号室
債務者　小井土弘美（旧姓桜井）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４６１号
埼玉県朝霞市本町１丁目33番23号　春霞荘201号
債務者　アノンニェ成美（旧姓藤巻）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
埼玉県草加市谷塚町627番地４　カトレアコーポ203号
債務者　森　十司雄
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
埼玉県草加市弁天２丁目30番２号　コーポアロフィⅡ―306号
債務者　松村　正宏
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
埼玉県春日部市中央１丁目53番地９　レオパレスパヴィヨンブラン102号、住民票上の住所埼玉県春日部市赤沼892番地３
債務者　石川三枝子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地330番地の21
債務者　村上　　功
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野１番地46
債務者　竹内　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目18番４号　メゾン一番館103号
債務者　深澤富二子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
埼玉県草加市旭町５丁目11番６―108番
債務者　上辻　　茂
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
埼玉県草加市八幡町1059番地７
債務者　遠藤　美穂
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係